

国立大学法人神戸大学技術検査要領

平成19年4月2日

施設部長裁定

平成23年3月31日一部改正

(目的)

第1 この要領は、国立大学法人神戸大学が発注する建設工事について行う技術的検査（以下「技術検査」という。）に関し必要な事項を定め、もって工事の適正かつ能率的な施工を確保するとともに工事に関する技術水準の向上に資することを目的とする。

(技術検査の実施)

第2 技術検査は、技術的な観点から工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価を行うことをいう。

2 技術検査は、原則として、工事成績評定要領に定める評定対象工事について行うものとする。

3 技術検査は、原則として請負工事において国立大学法人神戸大学会計規則第44条第2項の検査を実施するときに行うものとする。

4 前項の規定にかかわらず、工事の施工の途中等において契約担当役が必要と認めるときは、中間技術検査を行うことができるものとする。
中間技術検査を行うにあたっての必要な事項は、別に定めるものとする。

(技術検査を行う者)

第3 技術検査は、当該技術検査を厳正かつ的確に行うことができると認められる者（国立大学法人神戸大学会計実施細則第2条別表第1に定める施設部が所掌する契約の履行について検査する職員が兼務するもの）とする。

(技術検査の方法)

第4 第3の規定により技術検査を行う者（以下「技術検査職員」という。）が技術検査を行うに当たって必要な技術的基準は、別に定めるところによるものとする。

2 技術検査職員は、技術検査を行うため必要があるときは、当該技術検査に係る工事を担当する職員に対し、当該工事に関する図書若しくは物件の掲示、立会い又は工事に関する説明を求めることができるものとする。

(技術検査の結果の復命)

第5 技術検査職員は、技術検査を完了した場合は、遅滞なく、当該技術検査の結果について別記様式1により、契約担当役に復命するものとする。契約担当役は、復命書のうち必要な事項について、別記様式2により、請負者に通知するものとする。

(工事成績の評定)

第6 技術検査職員は、技術検査を完了した場合に、別に定めるところにより、工事成績を評定しなければならないものとする。

附則

(施行時期)

本要領は、平成19年4月2日から適用する。

本要領は、平成20年4月1日から適用する。

本要領は、平成23年4月1日から適用する。